

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

## 【目次】

1. 平成 28 年度の最低賃金改定額および発効日について
2. 社会保険の適用拡大等について
3. 健康保険被扶養者認定要件の改定と必要書類

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

### 1. 平成 28 年度の最低賃金改定額および発効日について

---

厚生労働省が 9 月 12 日現在の平成 28 年度最低賃金改定状況を公表しました。  
青森県と高知県を除き、最低賃金と発効年月日が確定しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimum\\_ichiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimum_ichiran/)

今後 10 月 1 日より順次、都道府県毎に最低賃金が改定されます。  
改定日と改定後の最低賃金額を確認の上、必要に応じて従業員の時給単価を見直しましょう。

厚生労働省では最低賃金に関する特設サイトを開設しています。  
各都道府県の最低賃金や最低賃金のチェック方法など様々な情報を掲載しています  
ので、ぜひ一度ご参照下さい。

最低賃金特設サイト

<http://pc.saiteichingin.info/>

(望月)

---

### 2. 社会保険の適用拡大等について

---

1. 短時間労働者への社会保険適用拡大について

10月1日より、一部事業所で短時間労働者への社会保険適用の拡大が開始します。下記(1)および(2)に該当する場合は、新たに健康保険・厚生年金保険適用の対象となります。

(1)対象となる事業所(特定適用事業所)

- ・被保険者数が、1年で6ヶ月以上500人を超えることが見込まれる事業所。
- ※該当の事業所には、年金事務所より10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。
- 先立って8月下旬には「事前のお知らせ」が送付されています。

(2)対象となる従業員(短時間労働者)

- ・所定労働時間が週20時間以上。
- かつ
- ・所定内賃金が月8万8千円以上。
- ※所定内賃金には、賞与・残業代・通勤手当等は含めません。
- ※雇用期間が1年以上見込まれない方や昼間部学生は加入対象外です。

なお、特定適用事業所以外(被保険者数が500人以下の事業所)では、これまでどおり4分の3基準での適用となります。この4分の3基準ですが、10月1日に改定されこれまで曖昧だった基準が法令上明確に規定されました。

(改定後)4分の3基準=1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

また、短時間労働者の方の資格取得の手続きには、一般用の届出用紙と分けて、「被保険者資格取得届(短時間労働者用)」を使用します。右下の備考欄の短時間労働者3/4未満にチェックを入れましょう。

2. 厚生年金保険標準報酬月額の下限等級の追加について  
短時間労働者への社会保険適用拡大により、厚生年金保険の標準報酬月額の下限に8万8千円が追加され、等級数は31等級に増えました。

詳細は年金事務所HPを参照ください。

リーフレット「事業主の皆様へ 短時間労働者に対する適用拡大が始まります」

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/20160516.pdf>

リーフレット「短時間労働者に対する適用拡大に係る事務の取り扱い」

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/0819.pdf>

(中山)

---

### 3. 健康保険被扶養者認定要件の改定と必要書類

---

家族等を健康保険の扶養に入れるには、「年間収入 130 万円未満」等の要件があります。

この収入要件のほか、「兄」「姉」は被保険者と同居していることも要件の一つでしたが、平成 28 年 10 月 1 日より、この要件が撤廃されます。

これにより、配偶者、子、孫、父母、祖父母等の直系尊属、兄弟姉妹以外が「被保険者と同居」であることが要件となります。

手続には、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族である場合は確認書類が不要ですが、「被扶養者と同居」であることが要件である伯叔父母や甥姪については、確認書類として「被保険者の世帯全員の住民票」が必要となります。

また、下記のような場合にも別途確認書類が必要となります。

・被保険者と別姓の場合

→被扶養者の戸籍謄本等(被保険者との続柄が確認できるもの)

・内縁関係の場合

→内縁関係にある両人の戸籍謄本、被保険者の世帯全員の住民票等

認定日を 60 日以上遡及する場合は、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であっても、事実確認のための書類が必要となります。

また、何らかの理由で確認書類が用意できない場合は、申立書や事業主の証明書等が必要です。

なお、上記は協会けんぽの場合であり、健康保険組合によっては上記以外の書類が必要なことがありますのでご注意ください。

(佐藤)

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、中山貴子

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---